

# ブリッジ Bridge 11月号

## トレンドニュース(令和5年9月分)

### ◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.29倍(前月比▲0.02P)

「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

### ◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:10,472人と前年同月比7.8%増加。

新規求職申込件数:1,620人と前年同月比11.7%減少。

⇒新規求人は2か月連続で増加、新規求職者は12か月連続で減少しており、人材確保は厳しい状況が続いています。応募者確保に向けて、求人条件を見直してみませんか?

### ◆ 11月は「過労死等防止啓発月間」「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するための周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

また、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は「しわ寄せ防止キャンペーン」として集中的な周知・啓発の取り組みを行います。大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請け等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短期発注などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。大企業・親事業と下請け等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短期発注などはやめましょう。

## 目次

### 《お知らせ情報》

- ◆ 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です
- ◆ 過労死等防止対策推進シンポジウム
- ◆ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。
- ◆ 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります。
- ◆ 年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します!
- ◆ 産業雇用安定センターは、出向による人材の交流・育成もサポートしています
- ◆ 雇用保険適用・給付関係に係る届出への押印は原則不要です

### 《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

- ◆ 第39回「勤務間インターバル制度って何?」

### 《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

## ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



## 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



# ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年9月内容)

( 求人求職のバランス : 原数値 )

- ・ 新規求人数 : 10,472人 ( 前年同月比 : +7.8 P )
- ・ 新規求職申込件数 : 1,620人 ( 前年同月比 : ▲11.7 P )
- ・ 新規求人倍率 : 6.46倍 ( 前年同月比 : +1.17 P )

## 1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比7.8%と、2か月連続で増加した。

(単位:人、%)

産 業 計	4年				5年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
産 業 計	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	10,554 5.2	9,560 0.8	10,277 5.6	9,709 ▲3.1	10,992 16.6	10,472 7.8
建設業	726 ▲16.8	570 ▲20.9	799 ▲17.6	554 ▲29.1	462 ▲28.0	800 ▲10.7	574 ▲26.3	464 ▲17.7	705 ▲15.2	599 ▲25.6	374 ▲40.6	660 ▲18.2	542 ▲25.3
製造業	844 39.0	803 24.1	639 ▲4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	855 16.3	719 38.8	728 8.8	864 14.1	704 11.7	745 15.1	741 ▲12.2
情報通信業	777 ▲7.8	743 ▲20.8	923 1.2	623 ▲30.1	680 ▲20.2	890 12.5	662 1.1	654 ▲11.9	717 ▲17.2	661 ▲6.6	641 ▲13.7	703 ▲28.6	535 ▲31.1
運輸業、郵便業	461 61.8	1,032 ▲2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲23.1	202 ▲41.6	339 7.3	1,031 ▲11.8	490 33.9	383 ▲4.3	874 ▲18.4	375 42.0	376 ▲18.4
卸売業、小売業	1,101 18.5	989 ▲4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	1,276 43.5	940 12.7	1,257 22.4	1,183 36.9	1,308 30.8	1,131 2.7
学術研究、専門・技術サービス業	554 ▲5.6	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲6.9	610 21.8	677 8.7	642 7.5	548 7.9	654 11.4	658 ▲4.2	587 7.3	657 18.6
宿泊業、飲食サービス業	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲4.1	1,597 13.3	683 ▲11.8	767 43.9	1,271 ▲7.0	1,621 161.0	786 78.6
生活関連サービス業、娯楽業	212 292.6	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	214 148.8	119 ▲3.3	150 100.0	167 39.2	119 4.4	141 2.9	197 ▲7.1
教育、学習支援業	120 ▲13.0	84 12.0	91 ▲28.9	124 ▲44.6	101 0.0	179 70.5	115 ▲40.1	83 ▲17.8	79 ▲25.5	171 ▲6.0	137 50.5	118 5.4	103 ▲14.2
医療、福祉	2,059 ▲3.7	2,081 9.1	2,361 ▲3.7	1,949 ▲7.2	2,181 15.3	2,347 ▲1.6	2,011 ▲11.3	1,946 6.3	2,358 0.7	2,212 ▲7.9	1,822 0.6	2,423 12.3	2,285 11.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	1,531 3.7	1,609 ▲2.4	1,669 ▲2.2	1,518 ▲0.1	1,835 13.8	1,578 ▲14.5

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

## 2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は12か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は7か月連続の減少となった。

(単位:件、%)

全 数	4年				5年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職申込件数	1,835 4.2	1,868 ▲6.9	1,570 ▲9.5	1,427 ▲8.5	1,842 ▲12.0	1,961 ▲2.7	1,962 ▲15.1	2,260 ▲7.3	1,865 ▲5.7	1,716 ▲10.9	1,571 ▲6.6	1,665 ▲9.3	1,620 ▲11.7
在職者	366 ▲2.9	386 4.0	333 ▲15.7	302 ▲15.6	407 ▲31.6	581 ▲5.8	488 ▲26.7	341 ▲11.0	336 ▲8.4	346 ▲9.9	278 ▲3.5	336 ▲8.4	311 ▲15.0
離職者	1,298 8.7	1,341 ▲3.1	1,090 ▲5.3	1,011 ▲3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲6.1	1,666 ▲10.7	1,346 ▲5.7	1,223 ▲11.1	1,163 ▲8.2	1,167 ▲11.1	1,171 ▲9.8
事業主都合離職者	318 6.4	312 ▲27.4	258 ▲15.1	304 9.4	335 ▲2.6	310 0.6	353 ▲6.1	467 ▲21.2	346 ▲11.3	315 ▲4.8	293 ▲6.1	259 ▲19.6	271 ▲14.8
自己都合離職者	885 7.3	931 9.0	754 0.1	633 ▲9.6	876 5.8	837 8.1	872 ▲2.6	1,062 ▲4.6	896 ▲3.6	824 ▲13.7	801 ▲8.9	836 ▲7.1	839 ▲5.2
無業者	165 ▲10.8	132 ▲45.2	140 ▲22.7	108 ▲25.0	125 ▲41.6	138 ▲32.0	150 ▲33.0	247 39.5	173 ▲1.1	142 ▲11.8	127 5.0	156 7.6	132 ▲20.0

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。  
3. 在職者以下は、パートタイムを含む季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。  
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

### 3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※男女計のすべての年齢層で減少となった。特に女性はすべての年齢層で減少となった。

(単位:件、%)

令和5年9月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,614	▲ 11.8	705	▲ 12.2	903	▲ 11.6
24歳以下	103	▲ 25.9	39	▲ 36.1	63	▲ 19.2
25～34歳	394	▲ 3.4	159	7.4	235	▲ 9.3
35～44歳	254	▲ 23.0	94	▲ 30.4	159	▲ 18.5
45～54歳	374	▲ 0.8	146	0.0	228	▲ 0.4
55歳以上	489	▲ 15.0	267	▲ 14.7	218	▲ 16.5

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。  
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

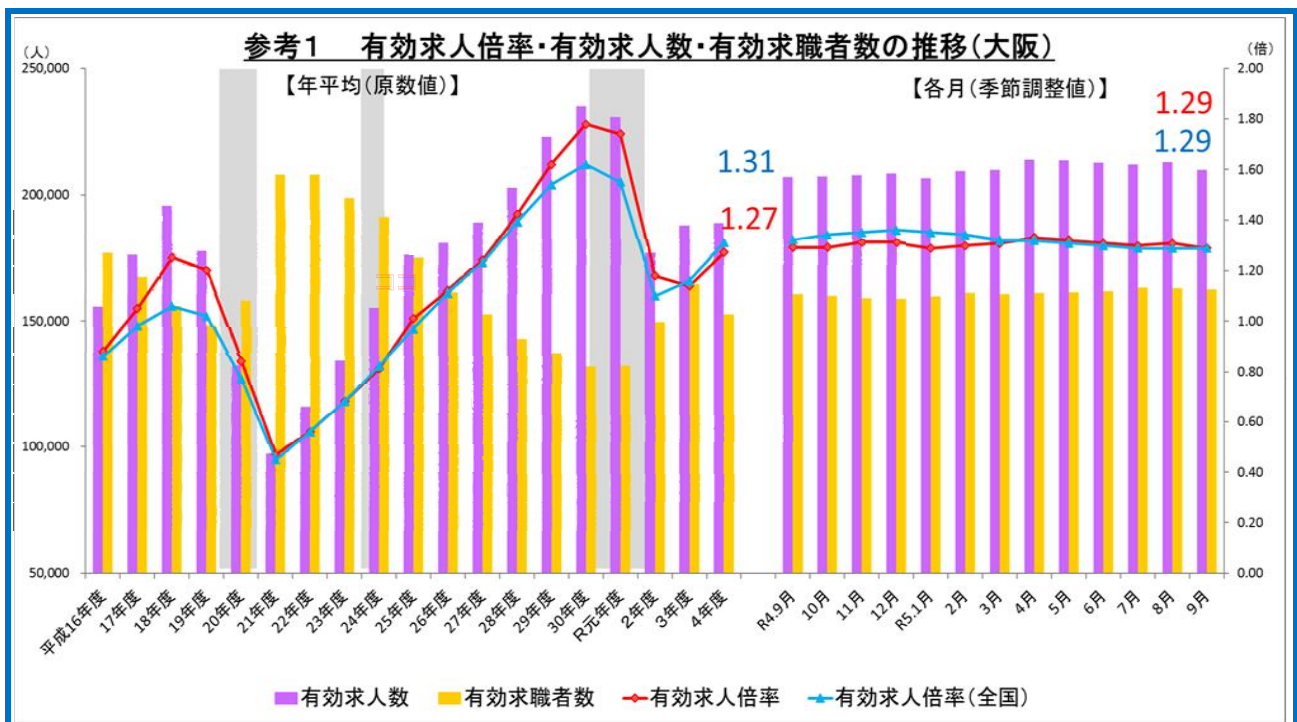
### 4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年				5年								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
就職件数	394	374	355	351	298	378	591	439	426	429	401	356	391
	7.1	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	9.9	11.4	6.8	1.4	2.8	▲ 1.1	▲ 0.8

- (注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

# しごとより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、  
人生を豊かにしてくれるもの。  
だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは  
絶対にあってはならないことです。  
すべての人が健康で、  
毎日イキイキと働き続けられる社会へ。  
みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ。



**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

## 労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、  
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



### ●労働条件相談ホットライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。  
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

# 0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や  
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けに  
その内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## ハラスメントに関するご相談は...

### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



### ●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の  
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



## 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

### ●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

# 0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00 / 土・日 10:00~16:00  
(祝日及び年末年始を除く)



### ●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方をはじめ、ご家族の方、部下を持つ方、支援者の方など、さまざまな立場の方に役立つ情報やコンテンツを掲載しています。  
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



### ●まもろうよこころ

もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。匿名でも大丈夫です。電話でもSNSでも大丈夫です。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



## 過労死の防止のための活動を行う 民間団体の相談窓口

### ▶過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



### ▶過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



### ▶全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



# 参加 無料

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先 専用ナビダイヤル 0570-087-555  
(月~金 9:00~17:30)



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、  
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも  
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年11月6日(月)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

コングレコンベンションセンター  
ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

**参加無料**  
《事前申込》

基調講演

「働く人々における巧みな休み方：  
オフの量と質の確保の重要性」

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター 上席研究員

久保 智英 氏

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

# 大阪会場

[報告]

## 「大阪労働局の取組について」 大阪労働局労働基準部監督課

[基調講演]

## 「働く人々における巧みな休み方： オフの量と質の確保の重要性」

久保 智英 氏 (独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター 上席研究員)

[企業からの取組み事例発表]

第一稀元素化学工業株式会社

[過労死遺族の声]

## 会場のご案内

### コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

- ・JR「大阪駅」より徒歩3分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩3分
- ・阪急「梅田駅」より徒歩3分

## 参加申込について

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明書)の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

## ◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する  に  をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [   |                                    |                              |                                      |                              |                                | ]                            |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

基調講演についてご質問がある方は以下にご記入ください。 ※当日、全てお答えできるわけではございませんが参考にさせていただきます。

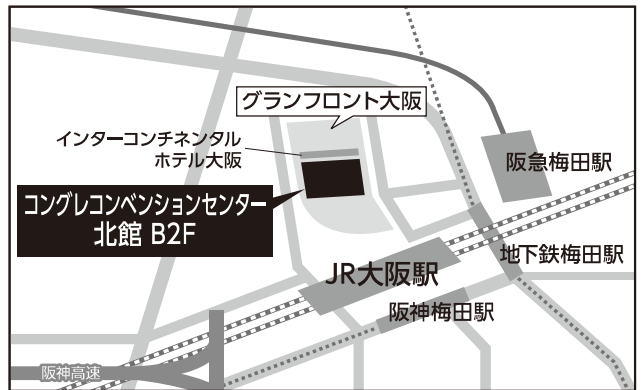
## 久保 智英 氏

独立行政法人 労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター  
上席研究員



2003年3月 中央大学文学研究科心理学専攻にて修士(心理学)、2007年10月 名古屋市立大学医学研究科にて博士(医学)を取得。

2008年4月(独)労働安全衛生総合研究所に任期付研究員として着任。2017年4月より上席研究員。2011年2月フィンランド労働衛生研究所にて客員研究員。専門は産業保健心理学、睡眠衛生学、労働科学。現在は勤務間インターバル、つながらない権利と疲労回復の関係や、自主対応型の疲労対策としての職場の疲労カウンセリングの研究に従事。



「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-087-555

E-mail: [karoushiboushisympo@p-unique.co.jp](mailto:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp)

# 11月は 「しわ寄せ」 防止キャンペーン 月間です。

その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
あなたの取引先が途方に  
暮れていませんか？

よろしく頼むよ!

STOP!  
しわ寄せ

…わかりました。  
(もう無理だよ。)

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

概要版

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!**

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止  
特設サイト



STOP!  
し寄せ

# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や  
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担**すること。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める**こと。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮**すること。

## ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映**するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」です。

同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月3日(金・祝)には「**過重労働解消相談ダイヤル**」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和5年11月3日(金・祝) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月3日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



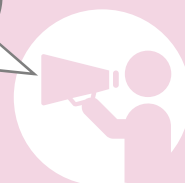
過重労働解消  
キャンペーン

2024年4月から

# 労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や  
厚生労働省ホームページ  
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の 締結時と更新時	2. <b>更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容</b> 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ</b> 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. <b>無期転換申込機会</b> 4. <b>無期転換後の労働条件</b> 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるとときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

## 全ての労働者に対する明示事項

1

### 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

## 有期契約労働者に対する明示事項等

2

### 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

#### 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

### 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4

### 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

#### 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

- ※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。
- ※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)
- ※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
- ※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

(注) 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

## 詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様への  
**人手不足の解消へ！**



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「バゆう」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当)	<b>1年目 20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目 20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額	<b>3年目 10万円</b>

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう  
手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として  
社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、  
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険の加入時期	社会保険加入														
R5.10	★	★	★	★	★	★	★	★	★						
R5.11		★	★	★	★	★	★	★	★						
R5.12			★	★	★	★	★	★	★						
R6.1				★	★	★	★	★	★						
R6.1					★	★	★	★	★						
キャリアアップ計画書															

- (※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。
- (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※<sup>1</sup>を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険の被保険者となってから2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※<sup>2</sup>ができますか。

はい

いいえ

その労働者が社会保険に加入してから最長2年間の手当※<sup>3</sup>等の支給後の取扱いについて、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険の被保険者となった日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長  
メニュー

(1)(2)の  
併用メニュー

(1)手当等支給  
メニュー

本助成金の  
支給要件には  
該当しません。

※<sup>1</sup> 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。

※<sup>2</sup> 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※<sup>3</sup> 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 10月30日以降は、「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）でもお問い合わせを受け付ける予定です。詳細は後日ご案内します。



# 人材の交流・育成も サポートしています

企業間の交流や人材育成等を目的とした出向支援にも取り組んでいます。

従業員の  
能力開発や  
人材育成

[利用料]  
無料

企業間の連携や  
人材交流による  
企業力の強化

従業員本人の  
キャリア、  
スキルアップ

## 送出をする時

- 他企業での就業経験により従業員の能力、技能向上を図りたい
- 幹部候補社員を育成したい
- 従業員のキャリアアップ希望に応えたい

## 受入をする時

- 新規事業の企画、開発要員を募集したい
- 新規分野開拓のために経験者を受入れたい
- 技術指導、援助を受け職場のレベルアップを図りたい

## 出向によるキャリア・ステップアップの事例

- 送出企業の事業再編に伴う配置転換の際に、出向者から培ってきた技術を活かせる部門への希望があり、社外勤務を視野に入れ幅広く人材の適正配置を行い、出向者のキャリア・ステップアップに繋がった事例

### ■スキル・経験：設計開発技術、海外での生産・品質管理経験

	送出企業	受入企業
業種（企業規模）	通信機械器具製造業（大企業）	精密板金加工業（中小企業）
出向者の職種	生産技術管理職（担当部長）	工場長

#### 【出向の経緯】50歳台のケース

##### 送出企業

配置転換面談時に、出向者からこれまでのスキルを活かせる部門への配置転換希望が出されたが、社内に適職がないことから、社外勤務（出向）先を探すことになった。

##### 出向者

面接を通して、17年間に及ぶ海外子会社での業務経験が、今回の新業務の中で十分活かせる、職務領域も広がり、キャリアアップにもつながると判断し、業種の異なる事業分野への挑戦を決意するに至った。

##### 受入企業

工場長の定年退職に伴い、高品質の板金技術の伝承と工場の「生産管理体制の革新」「安全・環境管理レベル向上」等の推進が出来る経験者を探していたため、出向者を受入れることにした。

## 出向による人材交流・育成の事例

- 出向を活用し後継者育成を図ることができ、将来に向けて有益な企業間交流ができることになった事例

	送出企業	受入企業
業種（企業規模）	冷凍調理食品製造業（中小）	加工食品製造業（大）
出向者の職種	保存食品・冷凍加工食品製造工	保存食品・冷凍加工食品製造管理

#### 【出向の経緯】20歳台のケース

##### 送出企業

- ・食品提供企業として、食品安全システムの導入を図る必要があると考え、実施している企業で従業員（幹部候補）を学ばせたいとセンターに相談をした。
- ・出向者は受入企業で工場を巡り実務研修を受けることで、食品安全システムの重要管理ポイントや従業員の労務管理等を学ぶことができ、自社に戻った際にこれらの経験を活かすことができる。また、受入企業の幹部社員との人脈を構築することもできる。

##### 受入企業

将来の幹部候補社員を受入れることにより、企業間の連携を強化することができるため、出向受入に応じた。

##### 産業雇用安定センター

相談を受け既に食品安全システムを導入している企業に、出向者の受入が可能か検討依頼をした結果、出向受入の承諾が得られた。

- 送出企業の事業拡大の準備のための人材教育と、受入企業の人材確保のニーズがマッチし、互いに人材交流も図ることができた事例

	送出企業	受入企業
業種（企業規模）	医薬品・化粧品小売業（大）	一般病院（中小）
出向者の職種	調剤薬局管理	薬剤師

#### 【出向の経緯】40歳台のケース

##### 送出企業

- ・高齢の在宅医療患者が必要とする、無菌製剤を調剤できる「無菌調剤薬局」を作りたいと考えているため、調剤薬局部門の責任者を、既に実施している病院内の薬局に短期間の出向をさせ、そのノウハウ等を学ばせ、「無菌調剤薬局」の体制づくりを進めたい意向をもっていった。
- ・出向者は社命を受け、初めての病院薬剤師業務でスキルアップできると意欲的である。

##### 受入企業

薬剤師の育成に積極的な社風で、独自に「病院薬剤師業務の研修カリキュラム」も作成しており、外部からの研修受入にも前向きで出向受入に応じた。

##### 産業雇用安定センター

送出企業からの教育出向を受入企業へ提案したところ、3か月程度の研修期間で、薬剤師教育を引き受けることになり、出向手続きを進めることになった。

## 雇用保険適用・給付関係に係る届出への押印は原則不要です。

令和2年12月25日付けの法令改正等に伴い、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止となりましたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していました。

今般、令和5年10月1日付けの法令改正等に伴い、押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。

なお、一部、確認書類(社員証、委任状等)の提示が必要な手続きがあります。詳細は、以下をご覧ください。

### ※確認書類(社員証、委任状等)の提示を求めるもの

#### ○雇用保険適用事業所情報提供請求書

適用事業所の所在地等事業所の基本的な情報の確認や月別の被保険者数の推移、取得中の被保険者の氏名・取得年月日等(安定所における処理日時点)の確認が可能です。

#### ○雇用保険関係各種届出書等再作成・再交付申請書

資格取得等確認通知書等、安定所が交付した書類の再交付が可能です。

※上記手続きについては、個人情報保護の観点から、事業主(当該事業所の従業員を含む)又は事業主から委任を受けた代理人であることを確認する書類の提示が必要です。

※上記手続き書類は、大阪労働局のホームページからダウンロード可能です。

[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/youshikishu/koyou\\_hoken/yosiki4.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/koyou_hoken/yosiki4.html)

「24時間・365日申請可能」で「個人情報の持ち運び不要」となる  
**電子申請** のご利用をご検討ください。





## 第39回 ★教えてJobees (ジョビーズ)

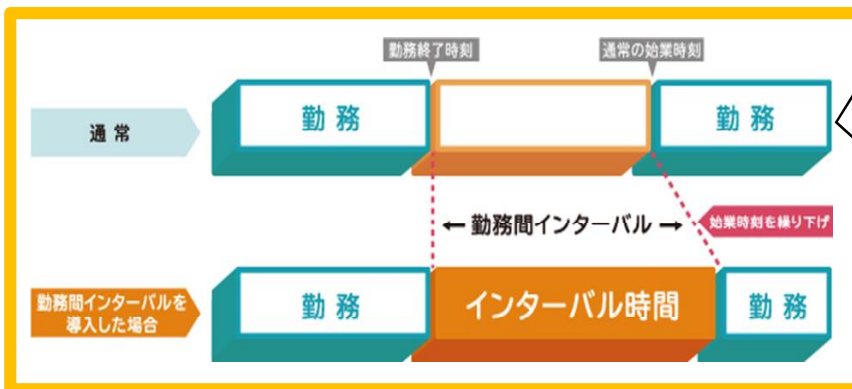
# 勤務間インターバル制度って何??

～夜遅くまで残業して、次の日の始業時刻が辛いことはありませんか～



勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

**2019年4月から勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になっています（労働時間等設定改善法）。**



インターバル時間が通常の始業時刻に及ぶ場合の取扱い例

- 1 始業時刻以降の勤務時間とインターバル時間の重複する部分を働いたものとみなす。
- 2 ・始業時刻と終業時刻を繰り下げる。  
・始業時刻を繰り下げるが終業時刻は変更しない。

## インターバル制度導入がもたらすメリット

従業員の健康の維持向上につながる！	従業員の定着や確保が期待できる！	生産性の向上につながる！
インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時に疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が従業員の健康の維持・向上につながります。	インターバル時間の確保により、ワークライフバランスの充実を図ることは、職場環境の改善等、魅力ある職場づくりの実現につながります。これによって人材の確保・定着、離職者の減少も期待されます。	十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。それによって生産性の向上が期待されます。

働き方・休み方改善ポータルサイトの勤務間インターバル制度紹介コンテンツ（右記二次元コード）では、制度を導入・運用する際のポイントをより詳しく記載していますので是非ご確認ください。



# フルタイムの求人求職賃金情報 2023年 9月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	17,014	7,770	2.19	237	230	316
管理的職業	68	20	3.40	383	333	377
専門的・技術的職業	4,888	1,301	3.76	262	256	399
開発技術者	208	29	7.17	333	245	404
製造技術者	170	65	2.62	269	255	395
建築・土木・測量技術者	1,087	58	18.74	317	292	553
情報処理・通信技術者	1,386	242	5.73	257	243	401
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	54	15	3.60	390	353	469
保健師、助産師、看護師	378	188	2.01	283	260	306
医療技術者	137	50	2.74	294	242	307
その他の保健医療の職業	139	57	2.44	212	199	255
社会福祉の専門的職業	901	156	5.78	222	232	274
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	87	228	0.38	244	220	315
事務的職業	2,025	2,477	0.82	215	212	262
一般事務の職業	1,202	1,982	0.61	211	202	251
会計事務の職業	330	221	1.49	230	241	281
営業・販売関連事務の職業	315	148	2.13	242	217	276
販売の職業	3,062	563	5.44	259	226	310
商品販売の職業	1,074	163	6.59	228	213	258
販売類似の職業	316	15	21.07	200	238	417
営業の職業	1,672	385	4.34	270	228	302
サービスの職業	2,500	552	4.53	231	215	255
介護サービスの職業	1,043	148	7.05	216	220	246
保健医療サービスの職業	88	20	4.40	200	188	221
生活衛生サービスの職業	55	79	0.70	280	206	264
飲食物調理の職業	492	121	4.07	263	226	285
接客・給仕の職業	564	98	5.76	222	221	267
居住施設・ビル等の管理の職業	104	43	2.42	180	182	194
保安の職業	505	33	15.30	238	189	213
生産工程の職業	856	323	2.65	226	214	292
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	171	61	2.80	232	209	285
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	304	106	2.87	215	203	264
輸送・機械運転の職業	986	135	7.30	270	216	256
自動車運転の職業	800	98	8.16	279	220	256
建設・採掘の職業	453	47	9.64	333	241	382
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	163	19	8.58	180	239	379
電気工事の職業	111	17	6.53	450	237	361
運搬・清掃等の職業	1,659	613	2.71	215	202	229
運搬の職業	1,360	155	8.77	241	213	250
清掃の職業	188	89	2.11	187	194	211
IT関連職業合計	1,657	334	4.96	263	242	399
福祉関連職業合計	2,157	436	4.95	248	233	271
(うち介護関係)	1,669	217	7.69	212	227	262

## 2023年 9月度

<b>大阪府</b>	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
<b>職業計</b>	120,304	100,845	1.19	233	228	302
<b>管理的職業</b>	475	399	1.19	340	311	429
<b>専門的・技術的職業</b>	32,372	16,627	1.95	254	247	349
開発技術者	1,242	529	2.35	278	238	394
製造技術者	1,075	1,270	0.85	240	241	356
建築・土木・測量技術者	4,074	745	5.47	317	283	475
情報処理・通信技術者	7,603	2,908	2.61	260	251	442
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	399	182	2.19	363	339	433
保健師、助産師、看護師	4,245	2,144	1.98	277	260	310
医療技術者	1,864	712	2.62	263	248	308
社会福祉の専門的職業	6,985	2,147	3.25	221	230	271
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	436	2,520	0.17	233	216	289
<b>事務的職業</b>	10,872	28,329	0.38	214	207	258
一般事務の職業	6,369	22,775	0.28	211	201	247
会計事務の職業	1,173	2,360	0.50	226	227	290
営業・販売関連事務の職業	1,691	1,748	0.97	233	209	265
<b>販売の職業</b>	12,786	6,436	1.99	264	229	313
商品販売の職業	5,034	2,391	2.11	234	224	292
営業の職業	7,164	3,920	1.83	280	231	316
<b>サービスの職業</b>	23,925	7,717	3.10	220	225	270
介護サービスの職業	9,012	2,664	3.38	215	216	249
保健医療サービスの職業	1,099	351	3.13	204	187	220
生活衛生サービスの職業	3,227	868	3.72	223	260	318
飲食物調理の職業	6,413	1,569	4.09	237	224	276
接客・給仕の職業	2,768	1,153	2.40	230	229	307
居住施設・ビル等の管理の職業	421	451	0.93	187	200	215
<b>保安の職業</b>	3,504	563	6.22	198	189	209
<b>生産工程の職業</b>	9,795	5,062	1.94	228	208	290
金属材料製造、金属加工、合金溶接・溶断の職業	2,616	1,114	2.35	235	211	297
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、合金溶接・溶断を除く)	2,362	1,340	1.76	214	199	259
機械組立の職業	821	559	1.47	225	210	292
機械整備・修理の職業	2,060	469	4.39	242	211	312
生産関連・生産類似の職業	999	1,042	0.96	230	218	321
<b>輸送・機械運転の職業</b>	9,540	3,035	3.14	264	233	287
自動車運転の職業	7,379	2,072	3.56	273	238	293
<b>建設・採掘の職業</b>	9,500	1,069	8.89	270	237	359
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,658	378	7.03	278	235	362
電気工事の職業	1,483	362	4.10	271	232	359
<b>運搬・清掃等の職業</b>	7,267	9,557	0.76	218	206	244
運搬の職業	4,492	2,806	1.60	243	207	240
清掃の職業	1,089	1,256	0.87	192	206	246
<b>IT関連職業合計</b>	9,454	4,118	2.30	255	248	424
<b>福祉関連職業合計</b>	19,708	6,110	3.23	241	234	276
(うち介護関係)	14,028	3,542	3.96	218	225	262

# パートタイムの求人求職賃金情報

2023年9月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	11,080	4,106	2.70	1,156	1,149	~ 1,231
専門的・技術的職業	1,237	431	2.87	1,352	1,422	~ 1,614
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	34	22	1.55	—	2,133	~ 2,634
保健師、助産師、看護師	426	113	3.77	1,708	1,600	~ 1,758
社会福祉の専門的職業	347	96	3.61	1,108	1,200	~ 1,326
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	76	45	1.69	1,130	1,280	~ 1,537
事務的職業	1,091	982	1.11	1,131	1,142	~ 1,246
一般事務の職業	608	832	0.73	1,122	1,127	~ 1,216
会計事務の職業	197	60	3.28	1,341	1,251	~ 1,426
営業・販売関連事務の職業	83	24	3.46	1,175	1,136	~ 1,202
販売の職業	676	131	5.16	1,169	1,064	~ 1,106
商品販売の職業	638	110	5.80	1,094	1,064	~ 1,082
営業の職業	34	19	1.79	1,064	1,174	~ 1,427
サービスの職業	4,944	381	12.98	1,136	1,121	~ 1,187
介護サービスの職業	1,285	97	13.25	1,124	1,192	~ 1,302
保健医療サービスの職業	62	18	3.44	1,108	1,101	~ 1,191
生活衛生サービスの職業	40	31	1.29	1,087	1,217	~ 1,644
飲食物調理の職業	1,713	92	18.62	1,221	1,073	~ 1,114
接客・給仕の職業	1,303	67	19.45	1,116	1,111	~ 1,154
居住施設・ビル等の管理の職業	306	35	8.74	1,105	1,073	~ 1,085
保安の職業	295	19	15.53	1,096	1,140	~ 1,265
生産工程の職業	344	73	4.71	1,275	1,084	~ 1,200
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	12	8	1.50	—	1,282	~ 1,332
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	259	29	8.93	1,064	1,080	~ 1,172
輸送・機械運転の職業	197	39	5.05	1,108	1,168	~ 1,239
自動車運転の職業	172	30	5.73	1,133	1,171	~ 1,245
建設・採掘の職業	21	6	3.50	2,000	1,438	~ 1,800
運搬・清掃・包装等の職業	2,260	836	2.70	1,064	1,073	~ 1,089
運搬の職業	183	64	2.86	1,077	1,116	~ 1,147
清掃の職業	1,710	201	8.51	1,064	1,073	~ 1,083
その他の運搬・清掃・包装等の職業	199	548	0.36	1,072	1,067	~ 1,108
IT関連職業合計	130	72	1.81	1,091	1,151	~ 1,343
福祉関連職業合計	2,002	257	7.79	1,422	1,285	~ 1,415
(うち介護関係)	1,508	132	11.42	1,115	1,192	~ 1,308

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず)です。
- 5 「希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 6 「医療技術者」とは診療放射線技師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・歯科衛生士・歯科技工士です。
- 7 「その他の保健医療の職業」とは栄養士・管理栄養士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などです。
- 8 「社会福祉の専門的職業」とは福祉相談員・保育士・介護福祉専門員などです。
- 9 「保健医療サービスの職業」とは看護助手・歯科助手などです。
- 10 「生活衛生サービスの職業」とは理容師・美容師・エステティシャン・ネイリストなどです。
- 11 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち有償即、理学療法士・作業療法士等を除いた任意福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等です。

## 2023年9月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	71,973	62,340	1.15	1,131	1,176 ~ 1,289	
専門的・技術的職業	10,644	6,525	1.63	1,386	1,435 ~ 1,626	
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	282	234	1.21	2,130	2,148 ~ 2,617	
保健師、助産師、看護師	2,983	1,667	1.79	1,598	1,681 ~ 1,859	
医療技術者	954	331	2.88	1,546	1,740 ~ 2,043	
その他の保健医療の職業	487	312	1.56	1,303	1,254 ~ 1,415	
社会福祉の専門的職業	4,185	1,597	2.62	1,155	1,200 ~ 1,313	
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	341	586	0.58	1,128	1,136 ~ 1,385	
事務的職業	6,780	13,400	0.51	1,107	1,122 ~ 1,234	
一般事務の職業	4,659	11,434	0.41	1,100	1,117 ~ 1,216	
会計事務の職業	542	725	0.75	1,174	1,186 ~ 1,411	
生産関連事務の職業	407	250	1.63	1,176	1,097 ~ 1,177	
営業・販売関連事務の職業	363	365	0.99	1,119	1,136 ~ 1,252	
販売の職業	3,008	2,454	1.23	1,094	1,112 ~ 1,249	
商品販売の職業	2,836	2,140	1.33	1,083	1,105 ~ 1,236	
営業の職業	116	272	0.43	1,137	1,237 ~ 1,502	
サービスの職業	29,618	6,334	4.68	1,100	1,132 ~ 1,245	
介護サービスの職業	10,714	1,822	5.88	1,144	1,199 ~ 1,359	
保健医療サービスの職業	964	245	3.93	1,086	1,117 ~ 1,232	
生活衛生サービスの職業	1,124	432	2.60	1,117	1,097 ~ 1,317	
飲食物調理の職業	11,393	1,763	6.46	1,069	1,078 ~ 1,140	
接客・給仕の職業	3,020	865	3.49	1,082	1,105 ~ 1,187	
居住施設・ビル等の管理の職業	873	500	1.75	1,064	1,080 ~ 1,089	
保安の職業	2,807	386	7.27	1,073	1,119 ~ 1,202	
生産工程の職業	2,655	1,368	1.94	1,112	1,113 ~ 1,232	
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	227	192	1.18	1,102	1,123 ~ 1,245	
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,669	612	2.73	1,071	1,095 ~ 1,182	
輸送・機械運転の職業	2,432	902	2.70	1,080	1,135 ~ 1,206	
自動車運転の職業	2,079	711	2.92	1,083	1,133 ~ 1,206	
建設・採掘の職業	267	148	1.80	1,380	1,292 ~ 1,695	
運搬・清掃等の職業	13,534	13,572	1.00	1,064	1,085 ~ 1,125	
運搬の職業	1,609	1,117	1.44	1,078	1,137 ~ 1,227	
清掃の職業	7,692	3,027	2.54	1,064	1,081 ~ 1,106	
包装の職業	814	356	2.29	1,070	1,064 ~ 1,126	
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,419	9,072	0.38	1,064	1,077 ~ 1,142	
IT関連職業合計	719	932	0.77	1,183	1,153 ~ 1,313	
福祉関連職業合計	16,726	4,203	3.98	1,355	1,335 ~ 1,499	
(うち介護関係)	13,070	2,342	5.58	1,143	1,204 ~ 1,355	

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年9月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	4	1	37	2	TOEIC(600点～)	221	24	36	8
第三種電気主任技術者	63	3	229	10	日本語検定1級	166	20	5	4
1級電気工事施工管理技士	36	4	59	8	日本語検定3級	118	1	5	0
2級電気工事施工管理技士	26	1	87	27	日商簿記1級	128	6	14	4
一級建築士	110	10	321	80	日商簿記2級	1,804	159	282	47
二級建築士	162	18	331	50	日商簿記3級	2,052	176	358	69
1級建築施工管理技士	69	3	443	96	簿記能力検定(全経2級)	97	10	10	5
2級建築施工管理技士	64	3	356	72	運行管理者(貨物)	201	13	62	3
1級土木施工管理技士	128	5	612	160	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	85	6	32	13
2級土木施工管理技士	83	8	623	146	医療事務資格	322	34	72	6
1級造園施工管理技士	12	1	27	1	登録販売者(一般医薬品)	265	12	136	0
薬剤師	257	21	432	58	理容師	50	2	1,672	3
保健師	194	17	168	31	美容師	639	55	2,196	46
助産師	86	6	93	1	ネイリスト技能検定試験2級	48	3	29	0
看護師	2,179	178	4,690	603	ネイリスト技能検定試験3級	64	7	16	0
准看護師	480	31	2,549	398	調理師	1,318	107	3,134	239
臨床検査技師	131	16	112	15	警備員検定試験(1級)	0	0	35	0
理学療法士	146	13	807	62	警備員検定試験(2級)	4	0	46	0
作業療法士	59	2	698	51	大型自動車免許	1,207	40	1,331	61
歯科技工士	66	4	66	11	大型自動車第二種免許	404	9	445	9
歯科衛生士	265	26	498	34	普通自動車免許	33,731	2,050	3,943	349
診療放射線技師	48	1	75	5	普通自動車第二種免許	414	36	1,879	296
言語聴覚士	31	5	300	33	大型特殊自動車免許	213	14	33	0
管理栄養士	329	22	795	75	自動二輪車免許	1,009	36	164	7
栄養士	521	34	1,667	79	原動機付自転車免許	396	7	1,412	835
あん摩マッサージ指圧師	26	1	248	49	牽引免許	306	15	232	2
はり師	79	9	302	49	フォークリフト運転技能者	3,497	152	2,513	341
きゅう師	69	6	228	19	中型自動車免許	419	16	1,832	173
柔道整復師	102	8	358	54	中型自動車第二種免許	36	0	134	0
臨床心理士	35	5	94	21	8トン限定中型自動車免許	462	18	890	39
社会福祉士	264	28	1,142	168	危険物取扱者(乙種)	932	54	354	25
介護福祉士	1,758	87	7,864	919	危険物取扱者(丙種)	103	8	63	0
保育士	2,098	117	3,136	380	溶接技能者	17	1	38	3
ホームヘルパー1級	58	2	436	44	ガス溶接技能者	350	14	124	6
ホームヘルパー2級	1,527	75	5,075	450	アーク溶接技能者(基本級)	195	9	86	5
精神保健福祉士	89	9	450	83	二級自動車整備士	106	6	277	6
介護支援専門員(ケアマネージャー)	404	23	1,419	133	三級自動車整備士	67	6	270	6
介護職員基礎研修修了者	45	4	262	27	自動車検査員	35	3	153	2
福祉用具専門相談員	102	5	62	3	2級ボイラー技士	151	7	101	19
介護職員初任者研修修了者	1,045	74	9,421	1,160	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	120	3	40	5
介護職員実務者研修修了者	376	23	4,286	522	移動式クレーン運転士	226	12	109	0
税理士	19	1	42	8	小型移動式クレーン運転技能者	239	6	111	5
社会保険労務士	99	8	75	22	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	27	0	61	0
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,620	77	1,087	60	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	120	5	179	10
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	386	22	342	51	玉掛技能者	1,246	45	755	37
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	640	42	126	6	第一種電気工事士	146	4	297	20
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	779	80	688	301	第二種電気工事士	712	42	986	98
管理業務主任者	86	3	42	12	足場の組立て等作業主任者	55	0	76	0
実用英語技能検定2級	684	60	46	3	1級管工事施工管理技士	42	2	91	35
TOEIC(730点～)	451	48	29	7	2級管工事施工管理技士	28	3	116	29